

# 自転車の違反に青切符が導入

令和8年4月1日から、**16歳以上の自転車の運転者**を対象に、交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

交通ルールを守り、相手を傷つけない、自分も傷つかない、思いやりを持った安全な運転を心掛けましょう！



<違反行為の一例>

携帯電話の使用等  
(保持)



反則金 12,000 円

信号無視



車道の右側通行



反則金 6,000 円

一時不停止



無灯火



反則金 5,000 円

傘さし/イヤホン



## 交通ルールを守りましょう！

～自転車安全利用五則～

車道が原則、左側を通行



歩道は例外、歩行者を優先

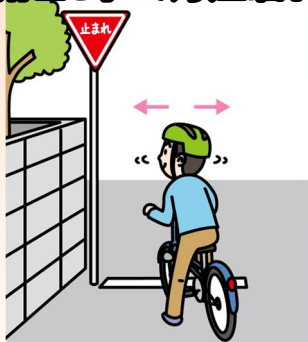
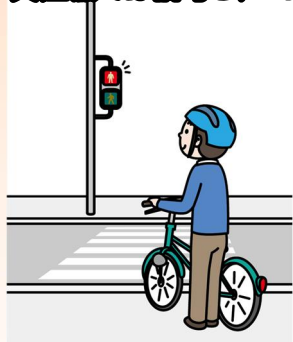


「普通自転車歩道通行可」の標識等がある場合、普通自転車は歩道を通行できます。

歩道を通行できる場合でも、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



交差点では信号と、一時停止を守って、安全確認



夜間はライトを点灯



ヘルメットを着用



飲酒運転は禁止



京都府警察